

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原 告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名

被 告 国

文書提出命令申立てに対する意見書1

令和4年7月15日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅 海 俊 行

山 田 祥太郎

前 田 和 樹

佐 藤 博 行

後 藤 光

三 本 嘉 洋

内 藤 翔 太

長 尾 武 明

長 尾 正 樹

野 田 萌 子

河 本 岳 大

清 水 俊 幸 

幸 英 男 

高 崎 純 

江 崎 陽 

永 美 辰 也 

佐々木 俊 彦 

被告は、本意見書において、原告らの2022年（令和4年）6月1日付け文書提出命令申立書（2ページのもの。以下「本件申立書」という。）による文書提出命令の申立て（以下「本件申立て」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。
なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 意見

本件申立ては、速やかに却下されるべきである。

第2 理由

1 本件申立てに係る対象準文書

名古屋地方裁判所令和3年（モ）第340号訴え提起前の証拠保全申立事件に係る令和3年10月1日付け（証拠調べ期日分）検証調書の別紙2「本件映像（録画）データ」保存状況一覧表に記載されている「R02-163」ないし「R02-201」のDVD-R合計39枚（同DVD-Rに記録されている合計約295時間分の映像について、以下「本件ビデオ映像」という。）

2 本件申立ては証拠調べの必要性を欠くこと

（1）証拠調べの必要性の要件について

ア 文書提出命令の申立ては、書証の申出の一方法であるから（民事訴訟法（以下「民訴法」という。）219条、221条、231条）、まずは、当該文書（準文書を含む。以下同じ。）を取り調べる必要性があるかどうかが判断されなければならない（民訴法181条1項）。

そして、文書を取り調べる必要性は、証拠調べの採否一般の問題として、文書提出義務とは峻別された、文書提出命令の別要件として論じられているところ、その内容は、①その立証主題が当該事件において適切か、②対象文書が立証主題と関連しているか、③他の証拠により証明できるかといった内容に分けられると解されており（山本和彦ほか「文書提出命令の理

論と実務〔第2版〕」84ページ参照)、本件においても、上記の観点に着目しつつ、その必要性を慎重に検討することが要請されているというべきである。

イ また、文書提出命令を申し立てて書証の申出をする者は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示しなければならず(民訴法180条1項、219条、221条、民事訴訟規則99条1項)、個々の対象文書ごとに、想定される文書の記載内容が証明すべき事実といいかに関連するかを具体的に明らかにしなければならない。

(2) 本件ビデオ映像について、証拠調べの必要性は認められないこと

ア 原告らの主張

原告らは、本件申立書において、本件ビデオ映像により証明すべき事実を「2020年(引用者注:2021年、すなわち、令和3年の誤記と解される。以下、同じ。)2月22日から同年3月6日にかけて、ウィシュマさんが、健康状態を悪化させ、速やかに外部の専門医療機関における適切な診療・治療を受けなければ、死に至る危険があることが一見して明らかな状態にあったこと」、「2020年2月22日から同年3月6日にかけて、ウィシュマさんが、入管職員らに対して繰り返し外部の医師による診療や点滴を求め、入管職員らにもウィシュマさんの状態から外部の医師による診療や点滴の必要性は一見して明らかな状態にあったにもかかわらず、入管職員らがウィシュマさんの要請を取り合わず、黙殺していたこと」とし、本件ビデオ映像を取り調べれば、令和3年2月22日から同年3月6日までの間のウィシュマ氏の状態や動向、入管職員らの言動に関する事実を立証することができる旨主張する(本件申立書1及び2ページ)。

イ 原告らは、個々のDVD-Rについて、証明すべき事実との関係を具体的に明示していないこと

前記(1)イのとおり、文書提出命令を申し立てて書証の申出をする者は、

証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示しなければならず、個々の対象文書ごとに、想定される文書の記載内容が証明すべき事実といかに関連するかを具体的に明らかにしなければならない。

しかし、原告らは、合計約295時間分という極めて長時間の本件ビデオ映像である合計39枚のDVD-Rのうち、個々のDVD-Rに記録されていることが想定される映像の内容が、証明すべき事実といかに関連するかについて具体的に明らかにしていない。

したがって、そもそも本件申立てについては、本件申立書をもって証拠調べの必要性を十分吟味することができないものである。

仮に上記の点をおくとしても、以下述べるとおり、本件ビデオ映像を証拠調べする必要性は認められない。

ウ 本件ビデオ映像のうち、原告らが必要とする部分の映像は、証拠保全手続において再生され、既に取り調べ済みであること

(ア) 原告らは、令和3年9月6日、名古屋入管収容場に収容されていたウィシュマ氏の動向を撮影した電磁的記録等について、「破棄、隠匿、改ざんのおそれ」があるとして、名古屋地方裁判所に対し、証拠保全の申立てをした（令和3年（モ）第340号訴え提起前の証拠保全申立事件。以下「本件証拠保全手続」という。2021年7月19日付け申立人ら（引用者注：原告ら）代理人弁護士作成に係る証拠保全申立書参照）。

同証拠保全申立書において、原告らは、ウィシュマ氏が「健康状態を悪化させ、速やかに外部の専門医療機関における適切な診療・治療を必要としていたにもかかわらず、本件入管職員らが同氏を相当期間、本件入管内に収容し続け、故意または過失により、外部の医療機関において必要に応じた適切な診療・治療を受けさせる義務を怠った」ことを証すべき事実として挙げ、本件証拠保全手続においては、本件ビデオ映像のうち、その一部について、裁判官及び原告ら（又は原告ら代理人）立会

いの下、合計約5時間分が再生され、取調べが行われた（本件証拠保全手続に係る令和3年10月1日付け（証拠調べ期日分）検証調書添付の別紙2及び別紙3、同年12月24日付け検証調書添付の別紙2並びに令和4年1月24日付け検証調書添付の別紙3参照）。

そして、このときに再生され、裁判官による取調べが行われた映像（合計約5時間分）は、基本的には、合計約295時間分にわたる本件ビデオ映像のうち、原告らが前記証すべき事実との関係で取り調べる必要があるなどとして、再生を求めたものである。

また、本件証拠保全手続の証拠調べの結果は、本件訴訟の口頭弁論に上程され、原告らはこれを援用しているところ（第1回口頭弁論調書参照）、裁判官による取調べが行われた映像に関しては、相当枚数の静止画及び当該部分全ての音声を反訳した書面が本件証拠保全手続の検証調書に添付されている。

(イ) 原告らは、本件申立てにおいて、「証明すべき事実」として、前記アの事実を挙げているところ、その内容は、本件証拠保全手続における前記(ア)の証すべき事実とおおむね同じ内容である。

原告らは、本件申立てにおいて、本件ビデオ映像について、「証明すべき事実」との関係で「取調べる必要があることは明らかである」と主張しているところ、本件証拠保全手続においては、「証すべき事実」との関係で取り調べる必要があるとの原告らの求めに応じて再生された映像（合計約5時間分）の取調べを行い、その後、本件証拠保全手続は終了している（なお、原告らは、本件証拠保全手続において、前記合計約5時間分の映像以外の部分についても再生を希望する旨の申出をすれば、その内容を確認することが可能な状態にあった。）。そして、本件証拠保全手続の証拠調べの結果は、本件訴訟の口頭弁論に上程され、原告らがこれを援用したことにより、少なくとも、本件証拠保全手続の検証調

書に添付された相当枚数の静止画及び当該映像部分に係る全ての音声については、その検証結果が証拠となる。なお、上記音声については、原告らにおいて、これを反訳した書面を改めて書証として提出することで、その意味内容を証拠とすることが可能である。

そうすると、原告らが、本件申立てにおいて「証明すべき事実」として挙げる事実について、本件ビデオ映像に基づき立証することができる内容は、本件証拠保全手続の検証調書に添付された相当枚数の静止画及び当該映像部分に係る全ての音声を反訳した書面によって立証することができるのであって、それ以上に、別途、合計約295時間分にも及ぶ本件ビデオ映像全てを取り調べる必要性は認められない（前記(1)ア③の観点）。

エ ウィシュマ氏の状態や動向、入管職員らの言動に関する事実については、調査報告書等にも詳細な記載があること

前記ウの点に加え、本件ビデオ映像等に基づき抽出することが可能なウイシュマ氏の健康状態等に関する詳細かつ客観的な事実は、調査報告書（本文（甲第4号証の1）、別添（甲第4号証の2）及び別紙）に記載されている。

すなわち、本件ビデオ映像は、ウィシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像であり、ウィシュマ氏の動向等が記録されている（本件ビデオ映像が記録されているDVD合計39枚のうち、33枚（本件証拠保全手続に係る令和3年10月1日付け（証拠調べ期日分）検証調書添付の別紙2「本件映像（録画データ）保存状況一覧表」の「DVD-R」欄の「R02-169」ないし「R02-201」）には音声が記録されている。他方、これ以外の6枚

(同欄の「R02-163」ないし「R02-168」)には音声が記録されていない。)。

そして、本件ビデオ映像は、ウィシュマ氏の動向等を客観的に記録したものではあるものの、他方で、出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）は、令和3年3月6日にウィシュマ氏が死亡する事案が発生したことを受け、職員による調査チームを発足させ、同年4月9日、その時点までの同調査チームによる調査結果を取りまとめた「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査状況（中間報告）」（以下「中間報告書」という。）を公表した。その後、同調査チームは、中間報告書に対する様々な指摘も踏まえ、更なる関係記録の精査や関係者等からの事情聴取を実施したほか、医療関係者、法曹関係者、国際機関関係者及び入管施設地域住民からなる外部有識者による客観的かつ公平な立場からの意見・指摘もいただきなど更に調査を進め、入管庁は、同年8月10日、同調査チームの調査結果を取りまとめた調査報告書の本文部分（甲第4号証の1）を公表している（なお、令和4年6月16日には、調査報告書の別添（甲第4号証の2）や別紙も公表している。）。

この調査報告書（本文、別添及び別紙）には、本件ビデオ映像の情報はもとより、調査チームによる調査の過程で収集されたその他の資料等の情報に基づいて、令和3年2月22日以降のウィシュマ氏の日々の摂食状況や水分摂取状況、服薬状況、体調等に加え、ウィシュマ氏が職員に対して点滴や外部医療機関での受診を求めたことがあったことや、ウィシュマ氏に対する診療実施状況などが詳細に記載されている（甲第4号証の2・29ないし61ページ）。とりわけ、ウィシュマ氏が亡くなる前日である令和3年3月5日以降のウィシュマ氏に動静については、「午前7時52分頃」、「午前8時57分頃」、「午前9時頃」といった具合に、時間を追って詳細にその動静が記載されている（甲第4号証の2・51ないし61

ページ)。

また、本件証拠保全手続においては、看守勤務日誌の取調べも行われており、同看守勤務日誌には、ウィシュマ氏に関する日々の摂食状況や水分摂取状況、服薬状況、体調、動静等が多数記載されている。

そして、前記ウ(ア)のとおり、本件証拠保全手続の証拠調べの結果は、本件訴訟の口頭弁論に上程され、原告らはこれを援用しているところ、同看守勤務日誌の記載内容については、本件証拠保全手続の検証調書に添付された同看守勤務日誌の写しを改めて書証として裁判所に提出することにより証拠とすることが可能である。

以上のとおり、調査報告書には、本件ビデオ映像等に基づき抽出することができる可能なウィシュマ氏の健康状態等に関する詳細かつ客観的な事実が記載され、また、看守勤務日誌にもウィシュマ氏の健康状態に関連する詳細な事実が多数記載されている上、前記イのとおり、本件証拠保全手続において再生された映像（約5時間分）に関し、相当枚数の静止画及び当該部分全ての音声を反訳した書面が存在していることも併せ考慮すれば、原告らが、本件申立てにおいて「証明すべき事実」として挙げる事実について、本件ビデオ映像に基づき立証することができる内容は、これらの証拠によって十分立証可能であるといえ、それ以上に、別途、合計約295時間分にも及ぶ本件ビデオ映像全てを取り調べる必要性は認められないことは明らかである（前記(1)ア③の観点）。

オ 本件ビデオ映像には、本件申立書における「証明すべき事実」と関連性がない部分が多く含まれていること

本件ビデオ映像には、全体を通して、名古屋入管の看守勤務者や他の被収容者等多数者の容貌や声も記録されているところ（前記エのとおり、音声については、本件ビデオ映像が記録されている合計39枚のDVD-Rのうち、33枚に記録されている。）、他の被収容者の容貌等については、

その者のプライバシー等の観点からこれを明らかにすべきではないし、名古屋入管の個々の看守勤務者等の容貌等自体は、本件申立書における「証明すべき事実」とは直接には関連しないものである。

したがって、合計約295時間分という極めて長時間の本件ビデオ映像について証拠調べを行う必要はない（前記(1)ア②の観点）。

力 小括

以上のとおり、原告らが本件申立書に記載している内容を前提とした場合、合計約295時間分という極めて長時間にわたる本件ビデオ映像を取り調べる必要性は認められない。

3 本件ビデオ映像は、民訴法220条4号口（公務秘密文書）に該当することから、被告は提出義務を負わないこと

(1) 民訴法220条4号口の要件

民訴法220条4号口は、対象文書が、「公務員の職務上の秘密に関する」ものであり、かつ、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」である場合には、文書提出義務がないことを定めている。

(2) 「公務員の職務上の秘密」の意義について

民訴法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解されている（最高裁昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ、最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ（以下「最高裁平成17年決定」という。）等）。

本件ビデオ映像は、収容施設内における被収容者の様子を撮影した映像であり、外部への公表が予定されておらず、かつ実質的に秘密として保護する

に値するものとして、「公務員の職務上の秘密」に該当する。

(3) 「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義について

「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」と認められるためには、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解されている（最高裁平成17年決定）。

そこで、以下、本件ビデオ映像について、被告がその提出を命ぜられた場合、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」といえるかについて検討する。

ア 一般に、収容施設内の動画が外部に明らかにされることは、看過できない保安上の支障を生じさせること

一般に、収容施設内を撮影した動画が外部に明らかにされると、当該収容施設の構造、室内外の物品の材質等の収容の具体的な状況等が広く一般に周知されることになるため、被収容者の逃走や外部からの奪取行為のほか、規律違反行為等が行われる可能性が高まる結果、収容施設内の秩序維持が困難となるなど、看過できない保安上の支障を生じさせるといえる。

すなわち、収容施設内において、過去には、実際に、被収容者が、開放処遇の時間帯に監視カメラのレンズを覆って目隠しをした上で、他の被収容者らと協力してバリケードを設置するなどして収容区域の一部を占拠した事案や、スマートフォンやたばこ等の禁制品を被収容者間で受け渡すなどの規律違反行為が行われた事案などが複数件発生している。このような状況下において、監視カメラの位置、撮影角度等が明らかとなれば、被収容者が、監視カメラの死角となる場所で非違行為等に及ぶ蓋然性や、監視

カメラに対する細工等を行って監視カメラの機能を妨害する行為に及ぶことが容易になる蓋然性があり、また、監視カメラの解像度が明らかになることにより、どの程度の大きさ等の物品であれば看守勤務者による当該物品であることの判別が可能であるのかなどが明らかになり、禁制品の受渡し等の行為が助長される蓋然性もある。さらに、収容施設の職員の容貌が撮影されている場合には、当該職員が特定され、身柄の拘束を受けたり、暴行を受けたりするなどの当該職員の身体等の安全が脅かされる蓋然性もある。

以上のとおり、収容施設内の動画が外部に明らかにされることは、看過できない保安上の支障を生じさせ、公務の遂行に著しい支障を生じるおそれが具体的に認められるということができる。

イ 本件ビデオ映像が外部に明らかにされることは、看過できない保安上の支障を生じさせること

(ア) 見回りの実施の状況等が明らかになること

本件ビデオ映像は、ウィシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像である。このように、本件ビデオ映像が単独室内の状況を長時間、連続して撮影したものであることから、同映像には看過できない保安上の支障を生じさせる様々な情報が含まれている。

すなわち、まず、本件ビデオ映像には、単独室の出入口の扉の左脇に設置された透明な強化プラスチック製の窓が撮影されており、本件ビデオ映像により、居室外の廊下を通る人物の動静を確認することができる。このような動静の状況を精査すれば、看守勤務者による見回りの実施の時間帯、頻度等を推測し、把握することが可能である。

また、同単独室内からは、設置されたインターフォンを通じ、見張室にいる看守勤務者との会話が可能であり、本件ビデオ映像で撮影されたウィシュマ氏からの呼び掛けとそれに対する看守勤務者の反応等の状況を精査すれば、見張室における監視業務が手薄となっている時間帯等を推測し、把握することが可能である。

さらに、本件ビデオ映像には、他の被収容者が開放処遇の時間帯に同単独室を訪問する様子や、その際の看守勤務者の動静等の全てが記録されており、名古屋入管における被収容者の生活状況全般を把握することが可能であるから、被収容者の逃走や外部からの奪取行為のほか、本件収容施設内における不正行為を行おうとする者に利用され得る情報が多く含まれているということができる。

(イ) 監視カメラの設置箇所や出入口の状況等が明らかになること

単独室の監視カメラの設置箇所については、保安上の理由もあり、被収容者からは分かりにくく、細工がされているが、本件ビデオ映像を見れば、その画角から、定点監視カメラの設置箇所を推測することが可能となる。

また、本件ビデオ映像には、出入口の扉が撮影されているため、扉の形状から施錠に使用される鍵の種類や施錠方法等を推知することが可能となり、扉の開錠方法が明らかになる蓋然性が認められることから、被収容者の逃亡や外部から奪取行為のために利用されるおそれがある。

(ウ) 看守勤務者等多数名の容貌等が記録されていること

本件ビデオ映像には、居室に入る名古屋入管の看守勤務者等の職員や他の被収容者ら多数名の容貌や声が記録されているものが多数含まれている。他方で、本件については、入管施設における被収容者の死亡事案として世間の大きな耳目を集めており、看守勤務者のウィシュマ氏に対する不適切な発言等を厳しく非難する報道等もされている。

このような状況下において、不適切な発言等をした看守勤務者等の職員の容貌や声が明らかになることにより当該職員が特定されることになれば、当該職員個人に対して行き過ぎた批判や非難が集中するなどして日常業務の円滑な遂行が阻害されるなどの蓋然性も否定することができず、そのような事態となれば、本件収容施設内の秩序維持に支障が生じ、看過できない保安上の支障が生じるおそれがある。

(I) 本件ビデオ映像を提出した場合に、本件ビデオ映像が関係者以外の外部に流出する事態を防止する手段がないこと

仮に、本件申立てにより本件ビデオ映像の提出が命ぜられた場合、本件ビデオ映像が受訴裁判所に到着した後、原告らが本件ビデオ映像を証拠提出することになれば、当事者及び裁判所書記官に利害関係を疎明した第三者は、これを複製することができることになる（民訴法91条4項）。

他方で、訴訟記録の閲覧等の制限（民訴法92条）は、行政機関の保安上の必要性を理由としては認められていないし、原告らによる第三者への本件ビデオ映像の流布を禁止する手続法上の手段も見当たらない。このような中で、被告は、本件ビデオ映像を提出した場合に、本件ビデオ映像が外部に流出する事態を防止する手段を有しない。

(4) 小括

以上のとおり、本件ビデオ映像は、収容施設内における被収容者の様子を撮影した映像であり、外部への公表が予定されておらず、かつ実質的に秘密として保護するに値するものであることに加え、本件ビデオ映像には、収容施設の保安上の支障を生じさせる情報が多く含まれている上、本件ビデオ映像が複製された場合に、それが外部に拡散することを阻止する手段がない。

したがって、本件ビデオ映像は、「公務員の職務上の秘密」であり、かつ、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障が生ず

る」おそれが具体的に認められるから、民訴法220条4号に該当し、被告は提出義務を負わない。

4 被告は、民訴法220条2号及び3号による提出義務も負わないこと

原告らは、本件申立書において、「被告は、民事訴訟法220条2号ないし4号に基づき、本件文書の提出義務を負う」とし、本件ビデオ映像が民訴法220条2号及び3号に該当し、被告は提出義務を負う旨主張する（本件申立書2ページ）。

しかしながら、本件ビデオ映像について、原告らが、被告に対し、引渡し又は閲覧の請求権を有しているとは認められないから、本件ビデオ映像は、民訴法220条2号の引渡・閲覧請求可能文書には該当しない。

また、前記3のとおり、本件ビデオ映像は民訴法220条4号（公務秘密文書）に該当するところ、同号に該当する場合、民訴法220条3号前段の利益文書又は同号後段の法律関係文書に該当するか否かにかかわらず、提出義務は否定されると解されている（秋山幹男ら編「コンメンタール民事訴訟法IV第2版414ページ）。

したがって、本件ビデオ映像について、民訴法220条2号の引渡・閲覧請求可能文書に該当するとは認められず、また、同条3号前段の利益文書又は同号後段の法律関係文書に該当するか否かにかかわらず、同条4号（公務秘密文書）に該当するのであるから、被告は提出義務を負わない。

5 付言

原告らの本件申立てに対する被告の意見は以上のとおりであるが、原告らが本件ビデオ映像のうち、今後の訴訟進行を踏まえて設定される本件訴訟の具体的な争点との関係において、本件証拠保全手続で再生された合計約5時間分の映像や調査報告書、看守勤務日誌等の記載に基づいて、証拠調べの必要がある部分を具体的に明らかにした場合には、被告は、当該部分について、証拠提出の要否を検討した上、マスキング等により保安上の支障を軽減させる措置を講

じた上で、裁判所に対し、証拠として提出することを検討する考えがある。つまり、被告としては、現時点で、本件ビデオ映像の証拠提出を一切拒否するというものではないことを申し添える。

以 上